

岩手県告示第733号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年12月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年11月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社東環
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字赤沢19番地1
 - ウ 代表者の氏名 三浦良一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第5433号
 - (3) 処分の内容 土木工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月31日付けで土木工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年11月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社北重商事
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市村崎野17地割191番地3
 - ウ 代表者の氏名 高橋和彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-20）第10082号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年11月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年11月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社マルジュン
 - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字曲松126番地9
 - ウ 代表者の氏名 上部哲夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第90057号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年8月30日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。